## 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル (案)

本マニュアルは、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」(平成16年1月16日閣議決定)第4の4の規定に基づく危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」(平成16年4月15日関係府省申合せ。以下「基本要綱」という。)に即し、食中毒(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条第1項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。)による緊急事態等(基本要綱に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。)が発生した場合における国の対処の在り方等について定めるものである。

# 1 食中毒が発生した場合における緊急時対応の基本方針

食中毒が発生した場合における緊急時対応に当たっては、被害の拡大を防止するため、当該食中毒の発生を早期に探知し又は発見し、その原因を究明するとともに、その原因となった食品の排除等を迅速かつ適切に行うことが必要である。

このため、食品安全委員会(以下「委員会」という。)及びリスク管理機関(厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。)は、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、相互に十分な連絡及び連携を図りつつ、平時から、最新の食中毒の発生状況等の食中毒に関する情報収集、国民への食中毒の予防等に関する情報提供等を行うことにより、食中毒の発生の未然防止に努めるとともに、実際に食中毒による緊急事態等が発生した場合には、本マニュアルに基づき、政府一体となって迅速かつ適切な対応を行うことにより、食中毒の拡大及び再発の防止に努めることとする。

## 2 情報連絡体制の整備

委員会及びリスク管理機関は、平時から、それぞれ情報連絡窓口を設置し、 相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。 なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- (2) 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- (3) 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官
- (4) 環境省環境管理局水環境部企画課

#### 3 食中毒に関する情報収集等

委員会及びリスク管理機関は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、以下に従って、平時から、

情報の収集及び共有等に努めることとする。

### (1)食中毒に関する情報収集等

委員会及びリスク管理機関は、関係省庁、都道府県、関係試験研究機関、 関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等を通じて、広く食中毒に関 する情報の収集、整理及び分析を行うこととする。なお、委員会及びリス ク管理機関がそれぞれ収集する主な情報は、次に掲げるとおりとする。

# 委員会

国の内外における食中毒に関する情報並びに委員及び専門委員等を通じた科学的知見の一元的な収集

#### 厚生労働省

食品衛生法第58条の規定に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣に対する食中毒に関する報告、諸外国における食品に起因する健康被害に関する情報の収集

# 農林水産省

農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程の各段階における食中毒に関する情報並びに農林漁業の生産資材の生産、輸入、流通及び販売の各段階における食中毒に関する国内外の情報の収集

## (2)食中毒に関する情報の共有等

委員会及びリスク管理機関は、食中毒に関し収集、整理及び分析を行った情報について、それぞれの情報連絡窓口を通じて、相互に十分な情報交換及び連携を図ることとする。

なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、平時から、各府省内における他課室及び関係機関並びに関係省庁とも密接に情報交換を行っておくこととする。

平時からの情報の収集、整理及び分析の結果、委員会委員長が食中毒による緊急事態等の発生を未然に防止するため、委員会会合においてリスク管理機関からの報告が必要であると判断した場合、又はリスク管理機関の関係部局長(厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長等をいう。以下同じ。)が食中毒に関する情報について委員会に対する報告が必要であると判断した場合には、リスク管理機関は、速やかに委員会会合において、報告を行うこととする。

また、委員会は、厚生労働省から、毎年1回、委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとし、平時から、リスク管理機関との連携を図ることにより、食中毒の未然防止に努めることとする。

委員会は、食品安全総合情報システムを整備し、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食中毒に関する情報の有効かつ適切な活用及び共有化を図ることとする。

委員会及びリスク管理機関は、「食品安全委員会とリスク管理機関との連

携・政策調整の強化について」(平成16年2月18日関係府省申合せ)に基づき、次に掲げる会議を定期的に開催し、相互に密接な連携を図ることとする。

- 食品安全行政に関する関係府省連絡会議(部局長級)
- 食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会(課長級)
- 食品リスク情報関係府省担当者会議

#### 4 緊急時における情報連絡

- (1) 委員会及びリスク管理機関は、食中毒による緊急事態等を認知した場合には、相互に情報連絡窓口を通じた迅速な第一報の通報を行うこととする。
- (2) 委員会は、自ら食中毒による緊急事態等を認知し、又はリスク管理機関から当該緊急事態等の第一報の通報を受けた場合において、委員会委員長が必要と判断したときは、食品安全担当大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。)に対する報告を迅速に行うこととする。
- (3) 委員会及びリスク管理機関は、それぞれが個々に定める食中毒に係る緊急時対応マニュアル(食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル、厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領、農林水産省食品安全緊急時対応基本指針等をいう。以下同じ。)に基づく情報連絡、緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行うこととする。

### 5 委員会会合におけるリスク管理機関からの緊急報告

- (1) 食中毒による緊急事態等に関する第一報を受け、委員会委員長がリスク 管理機関からの報告が必要であると判断した場合、又はリスク管理機関の 関係部局長が委員会に対する報告が必要であると判断した場合には、委員 会は、必要に応じて臨時に委員会会合を開催するなど、速やかに委員会会 合において、リスク管理機関から報告を受けることとする。
- (2) (1)の場合においては、委員会は、リスク管理機関から当該緊急事態等の概要(発生状況、原因物質等)及び実施したリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることにより、リスク管理機関との当該緊急事態等に関する情報の共有及び緊密な連携を図ることとする。

また、委員会は、必要に応じ、リスク管理機関に対し、科学的見地から助言等を行うこととする。

#### 6 緊急対策本部の設置

(1) 食品安全担当大臣(食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品 安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣)は、 食中毒による緊急事態等の発生に際し、委員会からの報告若しくは助言又 はリスク管理機関からの要請に基づき、閣僚級により総合的に対処する必 要があると判断した場合には、関係各大臣及び委員会委員長と緊急協議を行い、必要に応じ、基本要綱に基づき、緊急対策本部の設置を決定することとする。

(2) 緊急対策本部の設置に係る具体的な事項は、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して、別途定めておくこととする。

## 7 対応策の実施

食中毒による緊急事態等が発生した場合における委員会及びリスク管理機関の主な役割は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 委員会

食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアルに基づく食中毒に関する 科学的知見及び情報の一元的な収集、食中毒に関する食品健康影響評価 の実施、リスク管理機関に対する勧告及び意見

# (2) 厚生労働省

厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領及び食中毒処理要領に基づく 情報収集並びに関係都道府県等に対する技術的助言、必要に応じ、食品 衛生法第60条の規定に基づく厚生労働大臣から都道府県知事等に対す る要請の実施

## (3) 農林水産省

農林水産省食品安全緊急時対応基本指針等に基づく食中毒に関する情報の収集及び分析並びに緊急時に講ずる措置の実施、必要に応じ、所管法令に基づく農林漁業の生産資材の回収命令等の実施

# 8 情報提供及びリスクコミュニケーション

- (1) 委員会及びリスク管理機関は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、相互に連携して、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、広く国民に対し、迅速かつ適切に情報を提供するとともに、必要に応じ、関係府省の連名による通知の発出、意見交換会の開催等を通じて、リスクコミュニケーションの促進を図ることにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。
- (2) 委員会及びリスク管理機関は、食中毒による緊急事態等が発生した場合 には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、 関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。
- (3) (1)及び(2)の規定による情報提供に当たっては、その内容、時期 及び方法等について、委員会及びリスク管理機関の相互間で十分に調整を 図ることとする。

#### 9 事後検証及びマニュアルの改定

(1) 委員会及びリスク管理機関は、本マニュアルに基づき行った緊急時対応 について、事後に検証を行うこととする。 (2) 事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本マニュアルを改定することとする。

# 10 その他

委員会及びリスク管理機関は、それぞれが個々に定める食中毒に係る緊急 時対応マニュアルと本マニュアルとの連携を十分に図り、緊急時において適 切に対応できるよう努めることとする。